

自己資本の構成に関する開示事項（平成 27 年 9 月末自己資本比率・速報値）

【連結】

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号	項目	平成 27 年 9 月末		平成 27 年 6 月末	
			経過措置に よる不算入 額		経過措置に よる不算入 額
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	735,223		732,329	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	267,203		267,203	
2	うち、利益剰余金の額	507,655		492,678	
1c	うち、自己株式の額（ ）	33,853		27,553	
26	うち、社外流出予定額（ ）	5,781		-	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	433		487	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	48,197	72,296	58,051	87,077
5	普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額	-		-	
	経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）	783,855		790,867	
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	3,010	4,515	2,994	4,491
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外のものの額	3,010	4,515	2,994	4,491
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	456	684	440	660
12	適格引当金不足額	11,849	17,774	12,060	18,090
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	22	33	23	34
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	退職給付に係る資産の額	2,162	3,244	2,114	3,171
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	18	27	23	35
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	1,965	2,947	4,953	7,430
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-

22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額		-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関するものの額		-	-	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関するものの額		-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額		-	-	-	-
27	その他 Tier1 資本不足額		7,876		7,975	
28	普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)		26,449		29,704	
普通株式等 Tier1 資本						
29	普通株式等 Tier1 資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)		757,405		761,163	
その他 Tier1 資本に係る基礎項目						
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-		-	
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	-		-	
34-35	その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額		-		-	
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-		-	
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		-		-	
35	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額		-		-	
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額		1,089		1,221	
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入されるものの額		1,089		1,221	
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)		1,089		1,221	
その他 Tier1 資本に係る調整項目						
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額		-	-	-	-
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		-	-	-	-
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		45	67	118	177
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		-	-	-	-
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額		8,921		9,079	
	うち、適格引当金不足額		8,887		9,045	
	うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		33		34	
42	Tier2 資本不足額		-		-	
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)		8,966		9,197	
その他 Tier1 資本						
44	その他 Tier1 資本の額((ニ)-(ホ)) (ヘ)		-		-	
Tier1 資本						
45	Tier1 資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)		757,405		761,163	

Tier2 資本に係る基礎項目					
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額	30,000		30,000	
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	-		-	
48-49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	-		-	
47+49	適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	10,000		10,000	
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	10,000		10,000	
49	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	-		-	
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	132		143	
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	132		143	
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額	-		-	
	経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	47,332		56,886	
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入されるものの額	47,332		56,886	
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	87,465		97,030	
Tier2 資本に係る調整項目					
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	417	626	927	1,391
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	8,894		9,063	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち旧告示における控除項目に該当する部分の額	7		17	
	うち、適格引当金不足額	8,887		9,045	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	9,312		9,990	
Tier2 資本					
58	Tier2 資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)	78,152		87,039	
総自己資本					
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	835,558		848,202	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	16,600		25,756	
	うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。）に係る額	6,651		6,617	
	うち、退職給付に係る資産に係る額	4,761		4,652	
	うち、自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）に係る額	88		111	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る額	5,100		14,374	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ロ)	6,014,590		5,747,363	

連結自己資本比率					
61	連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	12.59		13.24	
62	連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	12.59		13.24	
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	13.89		14.75	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	81,463		83,600	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	6,504		6,455	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	132		143	
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	942		898	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	30,927		31,191	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	21,000		21,000	
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	

(注) 1. 上記は、平成 26 年金融庁告示第 7 号に基づく開示事項です。

2. 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会より平成 24 年 6 月に公表された「バーゼル に基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における開示様式に記載された項目番号です。

【単体】

(単位:百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	平成27年9月末		平成27年6月末	
			経過措置に よる不算入 額		経過措置に よる不算入 額
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	690,096		688,539	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	267,203		267,203	
2	うち、利益剰余金の額	462,528		448,889	
1c	うち、自己株式の額()	33,853		27,553	
26	うち、社外流出予定額()	5,781		-	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	433		487	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	43,186	64,780	52,673	79,010
	経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	733,716		741,700	
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2,977	4,465	2,960	4,440
8	うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	2,977	4,465	2,960	4,440
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	456	684	440	660
12	適格引当金不足額	17,669	26,503	17,954	26,931
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	22	33	23	34
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	前払年金費用の額	150	226	76	114
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	18	27	23	35
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	1,617	2,426	4,173	6,260
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-

27	その他 Tier1 資本不足額	12,238		12,389		
28	普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	34,238		37,159		
普通株式等 Tier1 資本						
29	普通株式等 Tier1 資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	699,478		704,540		
その他 Tier1 資本に係る基礎項目						
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-		
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-		
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-	-		
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-		
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-			
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	1,089		1,221		
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置により算入されるものの額	1,089		1,221		
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	1,089		1,221		
その他 Tier1 資本に係る調整項目						
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-	
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	41	62	111	167	
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-	
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	13,285		13,500		
	うち、適格引当金不足額	13,251		13,465		
	うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	33		34		
42	Tier2 資本不足額	-		-		
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	13,327		13,611		
その他 Tier1 資本						
44	その他 Tier1 資本の額((ニ)-(ホ)) (ヘ)	-		-		
Tier1 資本						
45	Tier1 資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)	699,478		704,540		
Tier2 資本に係る基礎項目						
46		Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-		
		Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-		
		Tier2 資本調達手段に係る負債の額	30,000		30,000	
		特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	-		-	
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	10,000		10,000		
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	1		4		
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	1		4		
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額	-		-		
	経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	44,444		53,675		
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置により算入されるものの額	44,444		53,675		
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	84,446		93,679		

Tier2 資本に係る調整項目					
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	385	578	876	1,314
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	13,258		13,482	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち旧告示における控除項目に該当する部分の額	6		16	
	うち、適格引当金不足額	13,251		13,465	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	13,644		14,358	
Tier2 資本					
58	Tier2 資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)	70,801		79,321	
総自己資本					
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	770,280		783,861	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	11,378		17,970	
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。)に係る額	6,576		6,539	
	うち、前払年金費用に係る額	316		149	
	うち、自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)に係る額	88		111	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る額	4,396		11,169	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	5,836,845		5,597,643	
自己資本比率					
61	普通株式等 Tier1 比率((ハ)/(ヲ))	11.98		12.58	
62	Tier1 比率((ト)/(ヲ))	11.98		12.58	
63	総自己資本比率((ル)/(ヲ))	13.19		14.00	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	74,754		76,921	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	1,842		1,819	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	1		4	
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	425		388	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	30,670		31,020	

資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	21,000		21,000	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	

(注) 1. 上記は、平成26年金融庁告示第7号に基づく開示事項です。

2. 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会より平成24年6月に公表された「バーゼル」に基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)における開示様式に記載された項目番号です。